

警備業務委託仕様書

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 校舎警備業務委託
- (2) 警備対象 南相馬市鹿島区寺内字鷺内79
ア 福島県立相馬支援学校校舎
鉄筋コンクリート造2階建、延床面積 8,643.93㎡
イ 福島県立相馬支援学校屋内運動場
鉄筋コンクリート造2階建、延床面積 935.91㎡
- (3) 委託期間 令和7年2月3日から令和12年2月2日まで
- (4) 業務目的
福島県立相馬支援学校の警備対象に係る火災、盗難及び不法行為を防止することで、利用者の安全確保や建物その他の財産を保護する。
警備業務は、関係法規及び以下に定める事項により行う。

2 業務内容

- (1) 警備対象に係る機械警備に関する業務
- (2) 上記(1)の機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (4) その他必要と認められる業務

3 資格要件

乙は、次のいずれも満たす者であること。

- (1) 警備業法第2条第1項第1号の業務を現に行っている者。
- (2) 警備業法第4条の認定を受け警備業を営む者。

4 警備業務の実施

- (1) 警備業務（以下、「当該業務」という。）は、別紙1「警備業務細目」（以下、「細目」という。）により行うこと。
- (2) 上記細目のほか、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。
- (3) 業務従事者名簿を提出し、甲の承諾を受けること。また、業務従事者は業務中においては作業員証を携帯すること。さらに、緊急連絡体制図及び代替要員体制図を甲に提出すること。
- (4) 業務中、異常を発見した場合は、直ちに甲と事前に取り決めていた方法により適切に処理し、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に甲にその状況を報告すること。
- (5) 当該業務に要する光熱水費及び通信料金（機械警備機器の信号送出にかかる通信料金を含む。）は甲の負担とし、当該業務において使用する機械警備機器やその他消耗品等は、乙の負担とする。
- (6) 乙は、機械警備において、乙の警備本部で警備対象に異常事態が発生したことを感知してから25分以内に、その警備対象に対し機械警備隊を常に派遣できる体制をとること。
- (7) 機械警備を実施できない期間が発生し、人的警備業務等を実施する場合は、実施

計画書を作成し、これを人的警備業務等の実施前に提出し、甲の承諾を受けること。

5 業務遂行状況の報告及び記録

(1) 報告及び記録の内容は、下記のとおりとする。

ア 警備報告書

イ 事案が生じた場合の記録（現況写真を添付すること。）や処理結果

ウ その他甲が必要と認めた内容

(2) 警備対象において、異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話若しくは口頭で甲に報告するとともに、後日書面でも甲に報告すること。

6 業務従事者

(1) 乙は、本契約上の業務を遂行するため、業務従事者を雇用するに当たっては、その全員につき身上調査を行うものとする。

(2) 上記2の業務を実施するに当たり、業務従事者の中から総括責任者を1名選出し、甲の承諾を得ること。

(3) 業務従事者は、上記2の業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。

(4) 甲は、業務従事者として不適当と認めた者については、乙と協議の上、交代させることができる。

(5) 甲が必要があると認めた場合は、乙は、次回の受託業者への業務引継を行うこと。これらの業務に要する費用はすべて乙の負担とする。また、これらの引継業務を実施する時期は、甲の判断による。

7 損害賠償

(1) 乙は、本契約の履行にあたり、自己の責に帰すべき事由により、建造物及び工作物等または甲の管理下にある者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

(2) 乙が負担する賠償額の限度は、身体上の賠償及び財物の賠償を併せて1事故につき10億円とする。

(3) 甲は、損害を受けたとき、損害が発生した日から起算して7日以内に書面により乙に通知すること。

警備業務細目

1 業務内容

(1) 機械警備機器の設置及び撤去

ア 乙は、機械警備業務を行うに当たり機械警備機器を設置、交換、修繕する場合は、事前に甲の承諾を受けること。また、甲と事前に調整したうえで、甲の監督のもとに実施すること。

イ 乙は、アを実施するに当たり、委託期間中、機械警備業務を実施できない期間がある場合は、それに代わる人的警備業務等を実施すること。

その際、乙は、甲にその実施計画書を提出し、その承諾を受けること。

ウ 乙は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により、乙所有の機械警備機器全てを撤去する必要がある場合は、契約期間の終了にあつては委託期間終了時に遅滞なく、契約の解除又は契約の変更等にあつては甲の指定する期日までに甲の承諾、監督のもとに撤去すること。

機械警備機器の設置箇所について、設置したことが原因で修繕を要すると甲が認めた場合は、乙は乙の費用で修繕すること。

エ 乙は、次回の受託業者が機械警備機器を設置するに当たり、その連絡調整を求めてきた場合は、その受託業者の機械警備機器の迅速かつ円滑な設置について全面的に協力すること。

オ 乙は、機械警備機器の設置、交換、修繕、撤去の費用、機械警備に代わる人的警備業務等の費用を負担する。

(2) 火災、侵入、ガス漏れその他の異常事態の感知

警備対象で発生した異常事態を乙の警備本部へ自動的に通報する。

(3) 異常事態発生時における乙の機械警備隊の派遣、異常事態の確認及び拡大防止

乙は、警報受信装置により異常事態が発生したことを感知したときは、乙の機械警備隊を急いで派遣し、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

(4) 関係先への通報及び連絡

警備対象に到着した乙の機械警備隊は、異常事態を確認後、警備本部にその状況を連絡するとともに、必要に応じて警察や消防署等関係先へ通報する。

また、必要があると認めた場合は、甲が指定した緊急連絡先へ連絡する。

(5) 機械警備機器や警備本部内の警報受信装置の点検、調整及び修理

機械警備機器等の機能について、乙は乙の費用負担にて適宜保守点検を行い正常作動を確認するとともに、機器の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずること。

(6) 警備基準時間

警備基準時間は、次のとおりとする。

なお、休日等は、原則、土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日とし、それ以外を平日の扱いとする。ただし、甲の指定する日についてはその扱いを変更する。

区 分	警 備 基 準 時 間
平 日	午前 0 時 0 0 分 ～ 午前 8 時 1 0 分 午後 4 時 4 0 分 ～ 午後 1 2 時 0 0 分
休 日 等	終 日 (ただし、休日等に学校施設を外部団体に貸し出す場合はこの限りではない)

(7) 警備実施時間

上記(6)の警備基準時間にかかわらず、警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

(8) 警備本部及び機械警備隊の役割

乙の監視センターは、警報受信装置を常時監視するとともに、機械警備隊との連絡を保持する。乙の機械警備隊は、警備対象の異常事態に対応できる体制を確保する。

(9) 警備開始時における取扱い

ア 甲における取扱い

最終退庁者は、警備対象内の各室出入口や、最終退庁する出入口以外の出入口すべてを施錠し、内部に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ON（警戒）の状態に操作するとともに、最後に最終退庁する出入口を施錠するものとする。

イ 乙における取扱い

最終退庁者の操作により自動的に表示されるONの信号を確認し、警備を開始する。

(10) 警備終了時における取扱い

ア 甲における取扱い

最初の登庁者は、内部に設置した操作器をOFF（警戒解除）の状態に操作する。

イ 乙における取扱い

登庁者の操作機の操作により自動的に表示されるOFFの信号を確認し、警備を終了する。

(11) 警備実施時間中における第三者（事前に甲が学校施設の使用を許可した者に限る）の取扱い

ア 甲における取扱い

1 業務内容(9)ア、(10)アに準じる。

イ 乙における取扱い

1 業務内容(9)イ、(10)イに準じる。

詳細については甲と第三者が事前に協議するものとする。

(12) 緊急連絡先の指定

ア 甲は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を乙に通知する。

イ 上記アの緊急連絡先に変更がある場合、甲は、その都度遅滞なく、変更したその連絡先を乙に通知する。

2 機械警備機器の種類及び配置

機械警備機器の種類及び配置は、次のとおり行うこと。

この他、仕様書の機械警備を実施するために必要な機器等一式も配置すること。

建物名	警備箇所	立体的な警戒をする機器	平面上の範囲を警戒する機器	扉や窓の開閉を感知する機器
校舎(1階)	地域支援センター	1		
	1階廊下	3	7	
	美術・図工室	1		
	保健室	1		
	事務室	1		
	校長室	1		
	作業学習室2	1		
	作業学習室3	1		
	風除室	1		
	ごみ庫	1		
	食品庫	1		
	変電室			2
校舎(2階)	職員室	2		
	視聴覚会議室	1		
	作業学習室4	1		
	作業学習室5	1		
	音楽室	1		
	図書・情報処理室	1		
	2階廊下		9	
体育館	社会体育玄関			2
	アリーナ			2
計		20	16	6